



平成 23 年 7 月 27 日

各位

会社名 株式会社ネプロジャパン
代表者名 代表取締役社長 小澤 正彦
(JASDAQ・コード 9421)
問合せ先
役職・氏名 取締役常務執行役員 筒井 俊光
経営管理本部長
電話 03-6803-3976

持分法適用会社である株式会社ネプロアイティにおける関係者による 不正行為の発覚に関するお知らせ（経過 2）

平成 23 年 7 月 18 日付「持分法適用会社である株式会社ネプロアイティにおける関係者による不正行為の発覚に関するお知らせ」にてお知らせいたしました事件におきまして、被害見込金額が判明いたしましたので、お知らせいたします。

また、株式会社ネプロアイティ（以下、ネプロアイティ）は、マンダリンウエスト株式会社（以下、マンダリンウエスト）より委託を受けた者（以下、受託者）が行った不正行為に関し、韓国ソウル江南警察署に刑事告訴状を提出いたしましたので、お知らせいたします。

併せて、当社は、マンダリンウエストに対して、平成 23 年 7 月 5 日同社関係者への株式譲渡と併せて締結いたしました同社とのネプロアイティの経営権譲渡契約（以下、経営権譲渡契約）の解除を行うとともに、刑事告発及び損害賠償請求訴訟を視野に入れた訴訟準備を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 事故の経過報告及び刑事告訴等の概要

当社は主力の移動体通信事業に集中するという方針の下、ネプロアイティの資本及び事業提携先候補として、韓国企業との交渉を実施していましたが、平成 23 年 7 月 5 日に韓国の投資会社であるマンダリンウエストと平成 23 年 9 月を目処にネプロアイティにおける資本提携及び同社の経営権を譲渡する旨の契約を締結し、同日当社保有のネプロアイティ株式の一部を同社に関連した個人 3 名に譲渡いたしました（平成 23 年 7 月 5 日付「持分法適用会社である株式会社ネプロアイティ株式の譲渡及び特別損益の発生に関するお知らせ」ご参照）。

その後、ネプロアイティは、同社が上場している韓国 KOSDAQ において発行会社が単独で実施可能な 10 億 KRW（74 百万円[※]）を上限とする小額公募増資を実施するための事務手続きを受託者を中心に進めておりましたが、その作業過程におきまして、受託者が小額公募増資に係る申込証拠金を不正出金していたことが発覚いたしました。

事件発覚後、速やかに警察に申し出るとともに払込銀行に対して口座送金中止の依頼を行った結果、前回リリースにおきまして、不正出金額 122 億 KRW (902 百万円^{*}) のうち、約 66 億 KRW (488 百万円^{*}) につきまして、送金及び引き出しが留保されている旨、お知らせいたしました(平成 23 年 7 月 18 日付「持分法適用会社である株式会社ネプロアイティにおける関係者による不正行為の発覚に関するお知らせ」及び平成 23 年 7 月 22 日付「持分法適用会社である株式会社ネプロアイティにおける関係者による不正行為の発覚に関するお知らせ(経過)」ご参照)が、当リリース開示時点におきまして、不正出金額 122 億 KRW (902 百万円^{*}) のうち、84 億 KRW (621 百万円^{*}) につきましては、確保されていることが確認されておりますが、残りの金額 38 億 KRW (281 百万円^{*}) につきましては、回収が困難な状況であるということが判明いたしました。

なお、申込証拠金 149 億 KRW (1,102 百万円^{*}) のうち 54 億 KRW (399 百万円^{*}) につきましては、払込者への返還が完了しております。

一方、ネプロアイティは、当該不正出金につきまして、受託者が単独で行った行為ではなく、小額公募増資関連業務の委託者であるマンダリンウエストと共同で行った詐欺行為の共同正犯であると考え、受託者に加え、同社の取締役及び関係者につきましても、韓国ソウル江南警察署に告訴状を提出することといたしました。

また、当社におきましても、マンダリンウエストとの間で締結した経営権譲渡契約を解除するとともに、同契約締結に際して、マンダリンウエストに不正行為があった可能性が高いとして、同社の取締役及び関係者につきまして、刑事告発、及び損害賠償請求訴訟の準備を行うことといたしました。

2. 被告訴人

マンダリンウエスト株式会社の取締役及びその関係者 4 名

3. 日程

告訴状提出(株式会社ネプロアイティ)	平成 23 年 7 月 27 日
契約解除通知(当社)	平成 23 年 7 月 27 日
告発状提出(当社)	未定

4. 今後の見通し

この度の被害見込金額判明を受け、現在、当社業績への影響を精査しております段階であり、上記判明し次第開示いたします。

また、マンダリンウエストに対する告訴等の進捗につきましても、開示すべき事由が判明し次第開示いたします。

※ 為替レートは、1KRW=0.074 円で算定しております。

以上